

「赤い羽根福祉基金 2023年度 新規事業助成」公募説明会(12月8日開催)質疑応答

質 問	回 答
対象となる経費について	
<p>団体としてスタッフ全員が有償ボランティアで、雇用契約を結んでいない場合、そのスタッフに対する謝金は対象となりますか？</p>	<p>基本的に、有償ボランティアへの謝金は本助成金の対象外です。本助成におけるボランティアの定義は無償としております。活動の対価となる費用を支払う場合は、職員やスタッフという定義をしていただき、団体との雇用契約を締結していただくことが必須となります。</p>
<p>スタッフが現在は全員有償ボランティアで雇用契約がありませんが、事業開始までに雇用契約を結べれば申請時には雇用でなくても大丈夫ですか？</p>	<p>応募時点で雇用契約を結んでいない場合はその旨と、いつまでに雇用契約を結ぶ予定であるかをご記載ください。</p>
<p>法人格をもたない場合は、人件費をスタッフに当てられないのでしょうか？ また、法人格を取得した後の雇用契約締結後の計上は可能でしょうか？</p>	<p>本助成により人件費を支出する場合は、団体と人件費対象者間での雇用契約の締結が必須であるため、法人格を取得していない場合は本助成金から人件費を支出することはできません。 応募時点で法人格を取得していない場合は、いつ法人格を取得する予定であるかを応募書へご記載ください。</p>
<p>人件費は助成金の送金額の何割までとの制限がありますでしょうか？</p>	<p>応募時点で人件費の割合についての制限はありません。審査委員会において応募内容に照らして人件費の割合の適切性が認められれば助成対象となります。</p>
<p>コンソーシアムで申請する場合、雇用契約は構成団体のうちのひとつの間のものでよいのでしょうか。</p>	<p>コンソーシアムの費用執行については、基本的には代表団体において助成金を執行していただくことが望ましいですが、必ずしも代表団体との雇用契約が必須というわけではありません。 代表団体以外の構成団体のスタッフに人件費や業務委託費等を支出する場合は、その旨を応募書へご記載ください。</p>
<p>事業の遂行に必要な備品のリース契約は可能ですか。</p>	<p>審査委員会において、応募書からその必要性が認められれば対象となります。</p>
<p>利用者を迎えるため、また学校、家の訪問目的として、車両のリースは対象となりますか？</p>	<p>審査委員会において、応募書からその必要性が認められれば対象となります。</p>
<p>事業のために借りる場所について、賃借料は対象になりますか？</p>	<p>対象となりますが、団体役員や代表が所有する土地や建物に対する賃借料は対象外となりますのでご注意ください。</p>
<p>賃借の契約は法人名義、代表名義のどちらでも可能ですか？</p>	<p>事業に関する契約は、法人名義としていただくこととしております。 事業終了後にご提出いただく証憑類では、名義が団体名となっていることも確認しております。</p>
<p>ボランティアが機材を持ち込んで活動する場合に、燃料費以外の機材使用料を支払うことは可能でしょうか。</p>	<p>ボランティアが所有する機材に対して借り上げ料や使用料を支払うことは原則として対象外です。 もしも入手困難な機材である等、借り上げなければならない特別な理由がある場合は応募書にその理由をご記載いただき、個別に判断させていただきます。</p>
<p>相談支援等で使用した飲食費等は助成金ではどの部分にあたりますでしょうか？</p>	<p>原則として、助成金を用いた支援対象者への直接的な給付は対象外です。 ただし、支援の特性上食費が必要であると応募書から判断された場合、例外的に認められる例もありますので、個別判断となります。</p>
<p>調査研究の場合は大学などへの委託費がかなりかかってしまうことがあります。委託割合が高すぎない方がいいなどありますでしょうか？</p>	<p>本助成は団体の活動に対して助成を行うものであるため、一般的には助成金の半分以上が団体外への委託費となることは望ましくありません。 委託を行う場合は、自団体で行う活動を明確にしてその内容を応募書へご記載ください。事業内容により個別判断となります。</p>
<p>対象経費の費目は申請時点は3年の経費ということがよろしいでしょうか？</p>	<p>応募書②に記載いただく経費は1年目(2023年度)に実施する活動の経費のみを計上してください。</p>
<p>使うか使わないかわからない経費も費目を確保しておくために一応書いておいた方がいいのでしょうか？ 相談支援事業のため実際どのようなニーズがあるかはやってみないとわからない部分が多いです。</p>	<p>「必要とされている支援のニーズが把握・想定できているか」も審査のポイントとなっておりますので、その点をご留意のうえ応募書をご記載ください。</p>

質 問	回 答
対象となる活動・団体について	
「従来にない発想や視点、手法を用い新たな社会資源を作り出す」というのは、活動地域においてという解釈でも良いのでしょうか。	本助成事業は、今後全国または広域的な広がりが期待できる活動に助成します。そのため、活動地域では初めての取組みだとしても、既に全国的に実施されている活動は、審査の際に優先順位が下がる可能性があります。
制度化を目指した事業で、出口戦略の一つに補助金の獲得を考える、というのも考えられますでしょうか？	助成終了後の事業費として補助金を想定されている場合は、どのような戦略で補助金を獲得するのも含めて応募書にご記載ください。
事業の継続性について、現在は公的制度やサービスでは対応できない、先駆的な事業を行うことで、将来に公的制度やサービスに取り組んでもらうことを期待するための取組みを考えていますが、助成対象になりますでしょうか？	対象となります。本基金は、助成事業を通して将来的に公的制度やサービスにつなげることも趣旨としております。
助成プログラムについて	
若者関係の助成について上限額が500万円となっておりますが複数年を希望した場合、1年間の上限が500万円なのか、例えば3年で500万円なのでしょうか？	「若者の未来創出活動応援助成」は1年間あたりの上限額が500万円、3年間で最大1,500万円が上限となります。 「一般助成」は1年間あたりの上限額が1,000万円、3年間で最大3,000万円となります。
複数年の応募をしたとき、2年目以降の具体的な事業計画は都度提出する形でよろしいでしょうか？	2年目、3年目もその都度継続応募書を提出いただき、審査を行います。ただし、初年度の応募書にも2年目以降の計画を記載いただくこととなっておりますので、必ずご記載ください。
助成事業を終了後の事業の継続性をどのように考えればよろしいでしょうか。	本助成金が終了した後でも事業や活動を継続できるようにするため、助成期間中にどのような体制づくりや資金調達を行う仕組みを作っていくのかについて応募書へ記載してください。例えば、会費や寄付金を増やす、事業収入を得る等、助成期間中に行っていく取組みについて具体的にご記載ください。
応募書類について	
新規設立団体ではありませんが、コロナ禍で活動実績がない場合も提出書類D・Eの提出を不要とすることは可能でしょうか。	2022年度に設立した団体以外の団体は、基本的に2021年度の事業報告書および決算書をご提出いただくことが望ましいです。もしご提出が難しい場合は、その事情を応募時へご記載ください。
1年未満の団体は、申請時までの決算でよろしいでしょうか？	2022年度に設立した団体については、2021年度事業報告書および決算書をご提出いただく必要はございませんが、これまでに作成した決算書がある場合はご提出ください。
この助成金に応募する事業のうちの一部だけを他の助成金にも応募する場合も応募書への記載は必要ですか？	事業の一部のみを他の助成金に応募する場合でも、応募書①の「5. 他の助成機関・団体等への応募及び採択状況」へ必ずご記載ください。またその場合、助成金ごとに助成対象経費の切り分けを必ず行ってください。